

公文書情報の提供に関する実施要綱

平成29年 9 月22日付29生広情第444号

一部改正 令和 4 年 3 月31日付 3 生広情第768号

令和 5 年 3 月31日付 4 総総情第1373号

令和 7 年 2 月10日付 6 総総情第1439号

(趣旨)

第 1 この要綱は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。)第36条に定める情報提供のうち、Saas型電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)を利用して行う情報提供に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第 2 情報提供の対象となる情報は、条例第 2 条第 2 項に定める公文書に記録された情報(以下「公文書情報」という。)とする。

(責務)

第 3 公文書情報を主管する課(課に相当する所を含む。以下「主務課」という。)の長は、その保有する情報について情報提供の依頼(以下「情報提供依頼」という。)があったときは、迅速にこれに応じるよう努める。

(情報提供依頼)

第 4 情報提供依頼は、電子申請サービスにユーザID及びパスワードを登録した者(以下「依頼者」という。)が、当該サービスにより次の情報を送信することにより行う。

ア 情報提供依頼者種別(個人又は法人)

イ 個人の場合、氏名、電話番号及び電子メールアドレス、法人その他の団体の場合、会社(法人その他の団体)名、代表者氏名及び電話番号並びに担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス

ウ 情報提供依頼に係る公文書の件名又は内容

エ 該当する局

オ 提供の区分

カ 通知送信先

2 情報提供依頼は、1 回の情報提供依頼につき 1 件の公文書情報の提供を依頼することにより行う。

- 3 主務課は、既に情報提供依頼を受け付けているときは、当該情報提供依頼に係る処理が終了するまでの間においては、当該情報提供依頼に係る依頼者からの次の情報提供依頼を受け付けないことができる。この場合においては、その旨を当該依頼者に連絡するものとする。
- 4 3のほか、主務課は、情報提供依頼に係る公文書情報が次のいずれかに該当するときは、当該情報提供依頼を受け付けない。
 - ア 条例第2条第2項ただし書に掲げるものに記録されているとき。
 - イ 条例第2条の2に定める書類等に記録されているとき。
 - ウ 条例第18条第1項及び第2項に定める公文書に記録されているとき。
 - エ 情報提供依頼によることなく情報提供をすることができるとき。

(情報提供依頼書の補正)

- 第5 情報提供依頼を受信した主務課は、当該情報提供依頼の内容では公文書情報の特定ができないときその他必要と認めるときは、依頼者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 2 依頼者が1の補正に応じないときは、主務課は、当該情報提供依頼書に係る情報提供依頼を受け付けない。

(情報提供の方法)

- 第6 情報提供依頼に係る公文書情報の提供は、当該情報提供依頼に係る公文書情報をスキャナにより読み取って作成した電子データ等加工することができない形式の電子データを電子申請サービスにより依頼者に送信する方法により行う。
- 2 情報提供依頼に係る公文書情報に条例第7条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、主務課は、当該不開示情報が記録された部分（以下「不開示部分」という。）以外の部分を提供する。この場合においては、当該不開示部分をその他の部分と明確に区分できると主務課が判断する方法で塗りつぶす等の処理を行う。
- 3 情報提供依頼に係る公文書情報の全部が不開示情報に該当するときは、主務課は、当該公文書情報の全部を提供しないものとする。
- 4 情報提供依頼に係る公文書情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を提供することとなるときは、主務課は、当該公文書情報の存否を明らかにしないで、情報提供依頼に応じないものとする。
- 5 情報提供依頼に係る公文書情報に都以外のものに関する情報が記録されているときは、主務課は、情報提供に先立ち、当該情報に係る都以外のものに対し、情報提供依頼に係る公文書情報の内容等を通知して、意見を照会することができる。
- 6 主務課は、次のアからエまでのいずれかに該当するときは、当該依頼者に対する情報提

供をしないものとする。

ア 依頼者が情報提供依頼に係る公文書情報の全部又は一部の提供を受けない行為を繰り返すとき。

イ 依頼者が情報提供により受けた情報を不適正に使用のおそれがあると認められるとき。

ウ 情報提供依頼に係る公文書情報について電子データの容量が50メガバイトを超えるとき。

エ その他情報提供に応じることが適当でないと認められるとき。

7 主務課は、情報提供依頼を受けた日の翌日から起算して14日以内を目途に情報提供を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第7 主務課は、情報提供依頼で送信された個人情報など、この要綱を実施することにより保有することとなる個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第8 この要綱に定めるもののほか、公文書情報の提供に関する必要な事項は、総務局総務部情報公開課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日付3生広情第768号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月31日付4総総情第1373号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年2月10日付6総総情第1439号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日以降令和7年2月26日までに東京共同電子申請・届出サービスを利用して情報提供依頼があったものは、なお従前の例による。